入学料・授業料免除等申請における所得証明書について

申請者の経済的困窮状況をより詳細に把握するため、所得証明書を提出する場合は下記を参照のうえ準備をするようにしてください。

・「所得証明書」は、**住民税非課税・課税の内訳が記載されているもの**を提出してください。
・自治体によっては「所得証明書」に非課税・課税の表記がされないものがありますが、その場合は「所得証明書」に併せて「課税（非課税）証明書」を提出してください。
・海外在住等のため、「所得証明書」が発行されない場合は、その旨を記載した「申立書」を作成してください。
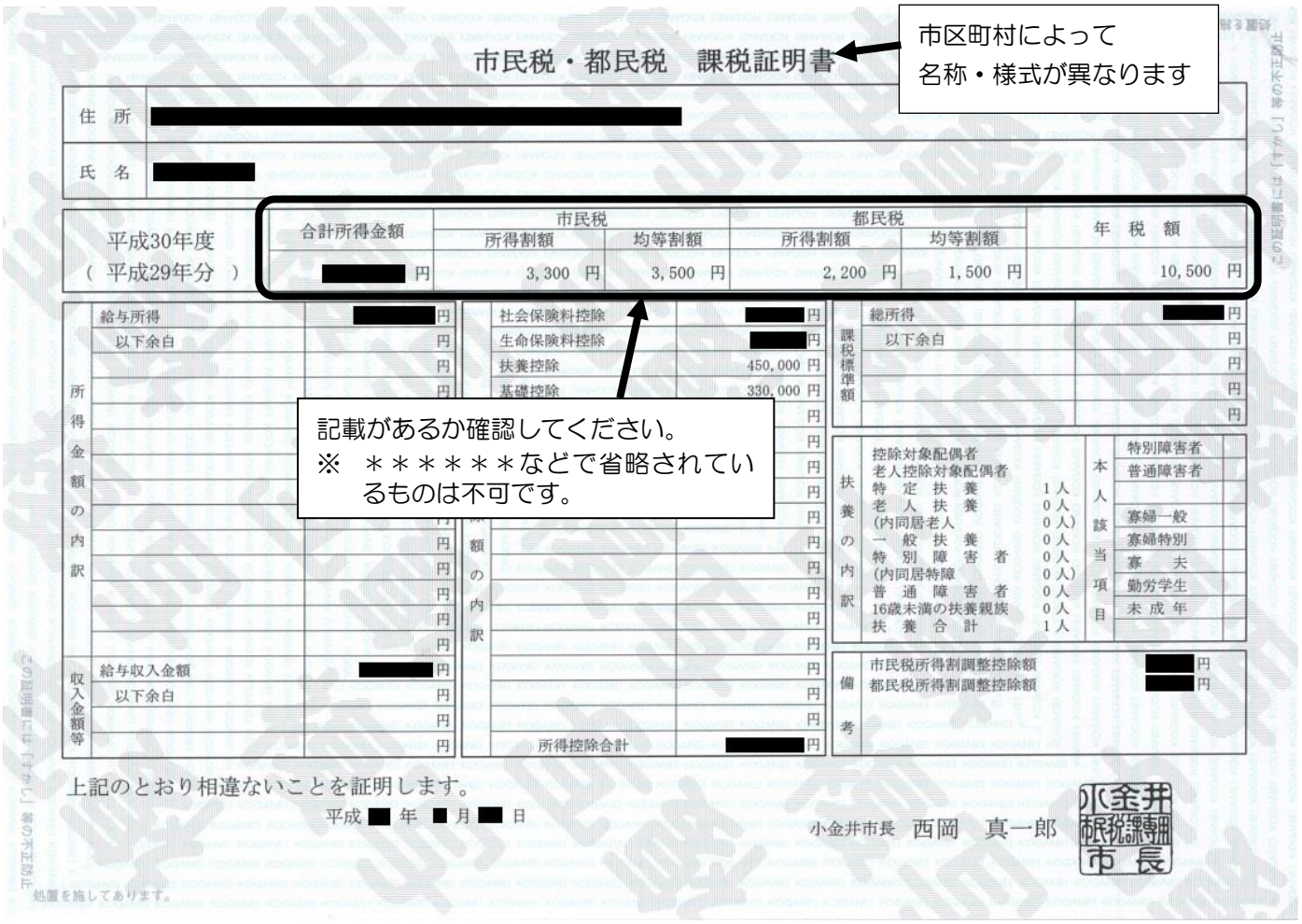
○証明書の例